

視聴覚資料に関する取扱い及び解説

(平成19年6月1日版)

本取扱いでは、書誌レコード作成にあたって、視聴覚資料が図書資料と大きく異なる点を取りまとめた。ここでは各事項についての基本的考え方を示すにとどめ、詳細な規則や記述例については、別途作成している「コーディングマニュアル（視聴覚資料に関する抜粋集）」で規定する。

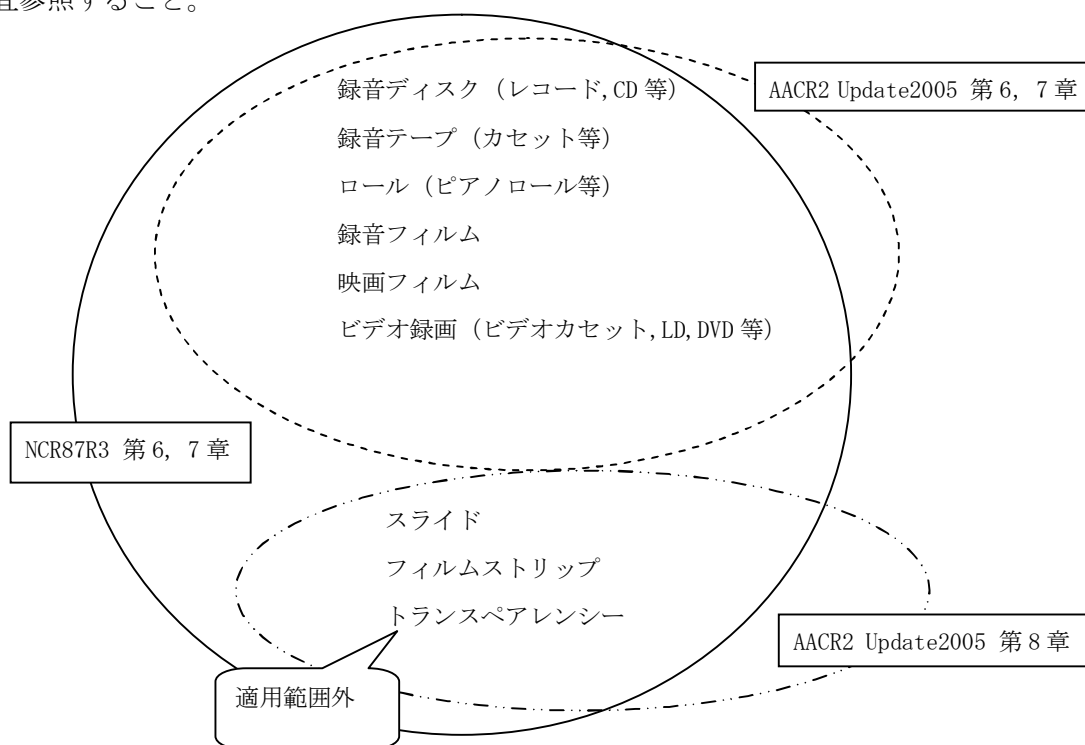
また、本取扱いおよび「コーディングマニュアル」は、基本的には日本目録規則1987年版改訂3版（以下、NCR87R3）および英米目録規則第2版2002年改訂版2005年アップデート（以下、AACR2 Update2005）に準拠している。

1. 適用範囲

1) 録音資料 NCR87R3 第6章「録音資料」および AACR2 Update2005 第6章「Sound recordings（録音物）」に規定されている資料

2) 映像資料 NCR87R3 第7章「映像資料」および AACR2 Update2005 第7章「Motion pictures and videorecordings（映画およびビデオ録画）」に規定されている資料

3) NCR87R3 では第7章「映像資料」が適用され、AACR2 Update 2005 では第8章「Graphic materials（静止画像）」が適用される資料、例えばスライド、フィルムストリップ、トランスペアレンシーなどは、この取扱いの適用外とする。これらの資料を登録する際には、既存のコーディングマニュアル、および NCR87R3 第7章または AACR2 Update2005 第8章を適宜参照すること。



2. 視聴覚資料の特性

視聴覚資料は以下のような特性を持つ。

- 1) データを記録した媒体とそれを収める容器で構成されている。
- 2) 録音物、映像の製作者と、発行者や頒布者が異なっていることが多い。
- 3) 同じ内容の資料が標準番号、発行者番号を変えて再発売されることが多い。
- 4) 資料の利用に媒体の種類、記録方式に合致した再生機器を必要とするため、再生方法が限定される。
- 5) 視聴覚資料では、二種類の著作権マークが使用されている。
 - ・ ©マーク：万国著作権条約によるマーク。著作権者の名前、最初に著作物を発行した年と共に表示する。著作権を得るために政府機関への登録等が必要な国においても、登録されているものとみなして著作権の保護を受けるためのマーク。
 - ・ ℙマーク：実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する国際条約（実演家等保護条約）および、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）によるマーク。最初に発行した年、レコード製作者又はその許諾を得た者の名や商標などと共に表示する。実演家、レコード製作者が著作隣接権を得るために政府機関への登録等が必要な国においても、登録されているものとみなして著作隣接権の保護を受けるためのマーク。ベスト盤など、収録された楽曲によって最初に発行された年が異なる場合、すべての発行年を記載する必要がある。

3. 補足

- 1) 視聴覚資料の和洋区分は、録音資料、映像資料の各コーディングマニュアルによることとする。よって、コーディングマニュアル本体 0.1.2 選択事項の(2)は、視聴覚資料には適用しない。ただし当面の間、過去に遡って和洋重複書誌の統合は行わないこととする。
- 2) 形態に関する事項に関して AACR2 Update2005 では、録音資料、映像資料のうち、媒体によってはインチで大きさを表現しているものがあるが、本コーディングマニュアルでは AACR2 Update2005 0.28 の b)により、すべてメートル法を用いて「センチメートル (cm)」 「ミリメートル (mm)」で表現することとする。

これは、国際単位系(SI)により、長さの基本単位はメートル法が国際標準となっているためと、AACR2 にインチ表示の例示が少なく、書誌作成館が独自に cm 表示の大きさをインチへ変換する際にゆれが生じるのを防ぐためである。
- 3) コーディングマニュアル本体では、特に指定のある場合を除き、和資料においては日本目録規則 1987 年版改訂版が、洋資料においては英米目録規則第 2 版（1988 年改訂、1993 年修正）が準拠すべき目録規則だが、本取扱いおよびコーディングマニュアルでは、NCR87R3 と AACR2 Update2005 を使用することとする。

以上